

構造改革特別区域法の一部を改正する法律について

平成24年9月5日公布、同日施行

1. 提案を募集する期限及び計画の認定を申請する期限の延長

提案を募集する期限及び計画の認定を申請する期限(平成24年3月31日まで)を平成29年3月31日まで延長

2. 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

(注)この特例措置の活用にあたっては、活用の対象となる個々の「規制の特例措置」について提案していただくことが必要

地方公共団体が政令等により定められた規制(地方公共団体の事務に係るものに限る。)に関連する事業について、特定事業として構造改革特別区域計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該地方公共団体が条例で定める規制の特例措置を適用

3. 規制の特例措置の追加

(注)以下の規制の特例措置の活用にあたっては、地方公共団体において構造改革特別区域計画を作成いただき、認定申請していただくことが必要

○酒税法の特例

特産酒類(リキュール等)の製造事業※において使用可能な原料について、現行の地域の特産物である農産物に加え、①地域の特産物である水産物、②地域の特産物である農産物若しくは水産物の加工品を対象とする

また、災害等により特区内で生産された特産物を原料とすることができない場合に、当該特区以外の地域において生産された特産物を使用可能とする

※ 構造改革特区の認定を受けることで、地域の特産物を原料とした特産酒類(リキュール等)の製造については、免許の要件の一つである最低製造数量基準が緩和される

○河川法及び電気事業法の特例等

既存の水利利用のために取水された流水のみを利用する小水力発電事業について、河川法及び電気事業法における、①関係地方公共団体の意見聴取、②国土交通大臣の認可・同意、③経済産業大臣への報告を不要等とする